鈴鹿市告示第194号

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第35条第4項の規定により臨時運行の許可をしたものに対して貸与している臨時運行許可番号標のうち、返納がないもの又は当該貸与を受けたものが亡失し、又は毀損したものが失効したので、次のとおり告示する。

令和6年9月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

自動車臨時運行	失効年月日	貸与年月日
許可番号標番号		
三重 67-05 鈴鹿	令和6年9月30日	令和6年1月10日から
		同月14日まで
三重 67-85 鈴鹿	令和6年9月30日	令和6年4月30日から
		5月4日まで